







健軍地下燃料タンク・埋設管漏洩点検役務

表紙	健軍地下燃料タンク・埋設管漏洩点検役務				図面番号	1/4
図名	表紙				作成年月日	4.9.13
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画主任	管財主任	IT管理	作成者
						
所 属	陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊管理科					

仕 様 書

件 名	健軍地下燃料タンク・埋設管漏洩点検役務	所 属	健軍駐屯地業務隊管理科
		作成年月日	令和 4 年 9 月 13 日
		作成者名	防衛技官 高橋 侑聖

1 総 則

本仕様書は、「健軍地下燃料タンク・埋設管漏洩点検役務」について適用する。

2 場 所

熊本市東区東町1-1-1 陸上自衛隊 健軍駐屯地

3 規格・数量

非常用自家発電機設備用燃料タンク・埋設管漏洩点検

場 所	油 種	タンク容量	基 数	規 格
181号建物	軽 油	12.0KL	1	地下式横置円筒型タンク
192号建物	軽 油	10.0KL	1	地下式横置円筒型タンク
214号建物	軽 油	7.0KL	1	地下式横置円筒型タンク（二重殻タンク）

ボイラー用地下燃料タンク・埋設管漏洩点検

場 所	油 種	タンク容量	基 数	規 格
21号建物	A重油	100.0KL	2	地下式横置円筒型タンク
170号建物	A重油	30.0KL	1	地上式縦置円筒型タンク

4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書による他、関係法令に基づき実施すること。
- (2) 本役務にて隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うこと。
- (3) 本役務の安全管理については、請負業者の負担と責任において実施すること。
- (4) 本役務完了後、検査官立会の上、完了検査を実施する。
- (5) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施すること。

5 特記事項

(1) 共通事項

ア 本役務は、法で定められた有資格者が実施し、事前にその免状（地下タンク等に係る定期点検技術者講習修了証、危険物取扱者免状）の写しを提出すること。

イ 点検に際して、本仕様書に記載なき事項であっても、当然実施すべき事項は、請負業者の負担において実施するものとする。

ウ 本役務の日程は、ボイラー運転等に影響のない状態での作業実施とし、細部は監督官と要調整によるものとする。

(2) 地下燃料タンク・埋設漏洩点検

ア 本役務でのタンク及び地下埋設管漏洩点検の方法は、加圧による方法（加圧・微加圧法）、微減圧法、その他上記の方法と同等以上と認められる方法とし、監督官の承認を得ること。

イ 本役務の漏洩点検終了後は、点検結果報告書を作成し所轄消防署へ提出すること。

6 役務完了検査

役務完了後、検査官立会の上、完了検査を実施する。

7 提出書類

監督官の指示により、以下の関係書類を提出する。

(1) 工程表（予定及び実施）

(2) 役務着工届

(3) 役務日誌

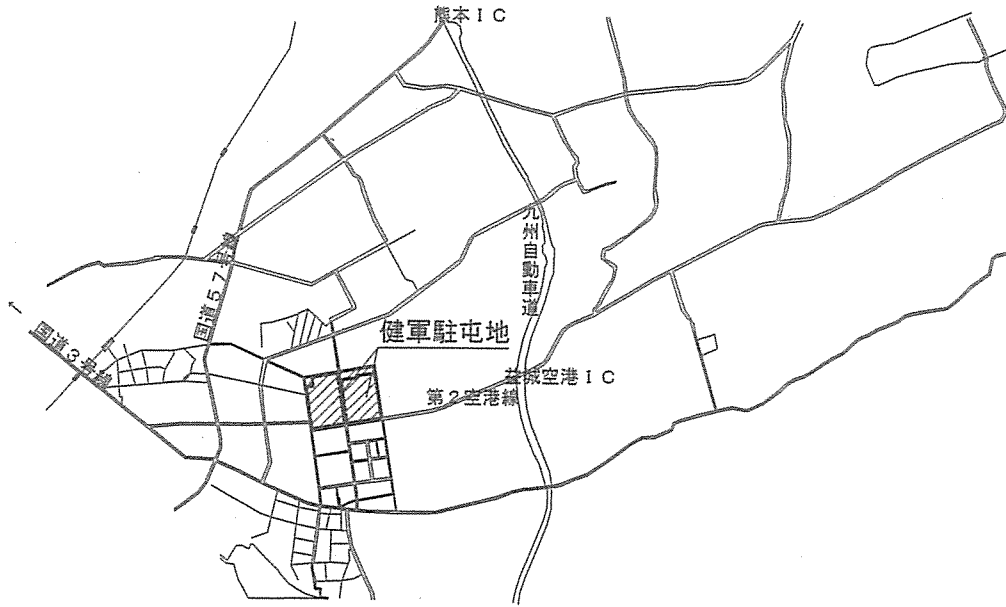
(4) 役務完成届

(5) 役務写真

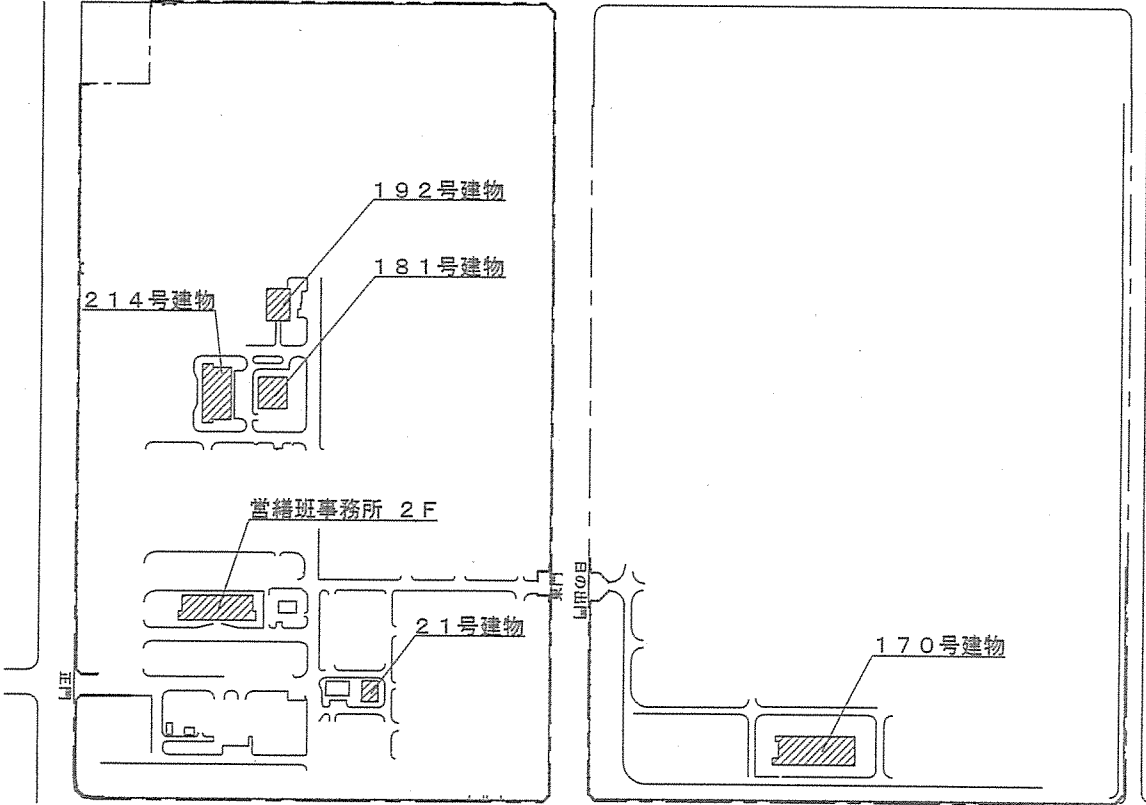
作業前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、役務写真（A4）に整理して提出すること。

(6) 地下タンク等に係る定期点検技術者講習修了証並びに危険物取扱者免状の写し

(7) その他、監督官が指示した書類



駐屯地案内図 S = 1 : X



駐屯地配置図 S = 1 : 6000